

国民生活センターで問題とされた商品についてインターネットモール業者の出店者への  
指導状況を照会した事案

ネットショッピングに出店している出店者の商品(ペダル付電動2輪車)について、実際には電動アシスト付自転車としての公道での走行ができないにもかかわらず、そのような記載がないまたはわかりにくい表示をしているとの情報提供を受けて、当該出店者を管理するインターネットモール業者に出店者への指導とその運用の実態を照会した。照会の結果、出店者に対して販売中止や表示方法の変更をお願いしている旨の回答を得た事案

1 事案(情報提供)の概要

楽天市場のネットショップの出店者について公道を走ることができると誤認するような表記でペダル付電動2輪車の販売が行われているとの情報が寄せられた。平成17年に公正取引委員会から排除命令が出されている商品(電動アシスト付自転車という名称のペダル付電動2輪車)と同種のものについて、あたかも公道を走ることができるように誤認するような表記で販売が継続されているとのことであった。なお、平成26年3月20日、国民生活センターの公表において、楽天市場へ出品を行っている出店者の上記商品の性能調査が行われたところ、いずれも電動アシスト付自転車としての道路交通法上の公道走行要件を満たさないものであることが公表されている。そこで楽天市場を管理している楽天株式会社に照会を行った。

2 結論(成果、終了日、終了内容、法令上の根拠等)

当方からの照会等に対し、同社から下記のような回答が得られた。

記

平成26年3月20日の国民生活センターの公表について、「国民生活センターのご担当者から直接ご連絡をいただき、発表された調査結果を踏まえて当該商品を取り扱いの出店者に販売中止や表示の見直しをお願いしました。」との回答が得られた。

また、現在の状況及び調査については、「...〈省略〉...事前網羅的な、あるいは定期的な確認や調査は今のところ行っておりませんが、ご指摘いただいた内容を参考に、今後随時注意喚起等を行って参りたいと考えております。」との回答が得られた。